



## 暑中お見舞い 大きな期待！新たな飛躍！！

茨城県行政書士会  
会長 國井 豊

夏本番到来、猛暑が続いております。皆さん、いかがお過ごしですか。

日頃は会運営ならびに行政書士制度の推進に、ご理解ご協力を賜り、本当にありがとうございます。この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

今年度総会も無事終了し、本格的に新体制がスタートいたしました。会長に選任いただきました誇りと重責を再認識し、これからの2年間、皆さんに提示した運営の基本方針をもとに、様々な施策を展開することで、会の充実発展、制度の推進へと飛躍させたいと思います。そのためには、会員の皆さんの一致結束、ご支援ご協力が不可欠なことは、いうまでもありません。さらなるご指導ご支援賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

すべての業務執行は、会員の皆さんとの信頼関係にはじまります。徹底した情報公開、迅速な情報伝達により、説明責任を果たし、参加意識の高揚に繋げることで、全会員参加型の運営をめざします。当然にして、各施策の形成過程や、執行の見える化を、図らなければなりません。これによって、結果責任の明確化はもとより、機能性、効率性の追求となり、効果の最大化を求めることが、可能となるのです。また、世のため、人のために存在する行政書士制度の趣旨を損なうことなく、企業経営手法を導入することで、民間化を企図し、時代の変化に即応できる足腰の強い体質へと変貌させます。

名誉と責任は表裏一体。頼られ尊敬される行政書士をめざし、法令遵守の徹底化を図ります。これは、制度や会の存亡にまで関わる恒久のテーマであり、昨年、時代の要請や会の現状から、会員指導委員会の創設に至りました。次なる目標は、委員会廃止であり、事あるごとに法令遵守を提唱し、倫理研修等をさらに充実させ、苦情・処分ゼロをめざします。

行政書士の存在する安心は、制度の理想とするところです。それぞれの自己研鑽や会のレベルアップ、行政をはじめ業界団体等との連携強化により、このことは、はじめて国民から認知されます。それによって、非行政書士の排除、新規分野への参入と前進できるのです。制度の推進こそが、国民や社会の安心を担保する最良の手段であるとの理念のもと、着実に歩んでまいります。

信頼と実績の積み重ねにより、すべての入口が行政書士となり、充実のワンストップサービスによって、国民生活の利便性向上に貢献することができます。業務研修から事務所経営に亘る分野まで、総合的な研修システムを確立し、依頼者満足度100%、経営基盤充実度100%を勝ち得ます。

ところで、最近、大変残念なことに、成年後見制度に関する犯罪が、後を絶ちません。当然にして、法定業務ではありませんし、行政書士だけの問題でもありません。しかし、こうした現状は士業全体にとって、きわめて憂慮すべき事態であり、内部規律を高めることはもちろんのこと、早急に可能な限りの対策を講じる必要があります。行政書士制度は、国民からの認知度や期待、そしてその役割が、飛躍的に向上しております。関連する他の社会貢献活動等も含め、今一度原点に立ち返り、制度への信頼を揺るぎないものにしたしたいと思います。

最後になりますが、向暑の砌、ご自愛、ご活躍をお祈りいたします。

## 名誉会員御挨拶



茨城県知事  
橋本 昌

このたび、茨城県行政書士会が新役員体制でスタートされましたことを心からお祝い申し上げます。

また、國井会長さんをはじめ、茨城県行政書士会の皆様には、日頃から本県の行政運営に多大なるご支援、ご協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

国民生活を取り巻く環境が大きく変化し、住民のニーズがますます多様化・高度化する中、全国の行政書士は4万人を超え、その役割が社会の中にしっかりと定着してきております。

これもひとえに、皆様の日頃から各種法令に関する研修会などにより会員の資質と実務能力の向上に努められますとともに、無料相談会の開催等により行政書士制度の普及に積極的に取り組んでおられる成果であり、心から敬意を表する次第でございます。

また、北茨城市をはじめとした8団体と「災害時における支援協力に関する協定」を締結されるなど、被災者の迅速な支援に向けた体制づくりを着実に進められておりますことは、大変心強い限りです。

さて、我が国が本格的な人口減少・超高齢社会を迎える中、本県でも、東日本大震災以降、人口が4年間で約4万9千4百人減少し、地域によっては、将来に向けて活力や日常生活をいかに維持していくかが大きな課題となっております。

一方、本県では、先般、内閣府が公表した平成24年度の一人当たり県民所得は、過去最高の全国第4位になりますとともに、昨年の工場立地件数や面積が、一昨年に続き全国第1位になりました

ほか、今年度中には圏央道の県内全区間の開通が予定されるなど、明るい動きが見られております。

県では、こうした動きに弾みをつけるべく、震災からの復興や災害に強い県土づくりを進めながら、地域の総力を結集して経済の再生や地方創生に取り組み、質の高い生活環境のもとで、誰もがいきいきと活躍できる社会を目指し、「人が輝く元気で住みよい いばらき」づくりを進めてまいります。

とりわけ、県民の4人に1人が高齢者という時代を迎える中、県では、企業や団体の皆様と連携し、一人暮らしの高齢者や認知症の方、子どもなどの地域における見守り活動を推進しますとともに、認知症高齢者を見守ることができる体制の構築を目指し、認知症サポーターの養成を進めておりますが、今後、社会的弱者と呼ばれる方々の権利を擁護するため、成年後見制度をこれまで以上に活用することなども必要と考えられます。

また、県民の行政ニーズに対し、より迅速かつ的確に対応することが求められる中、昨年には行政書士法が改正され、行政書士が不服申し立ての手續を代理できることとされるなど、県民の権利や利益を保護し、行政の効率的な事務処理を図るうえで、行政書士の皆様方が果たす役割はこれまで以上に重要となっております。

茨城県行政書士会におかれましては、生活に密着した法務サービスの提供などにより、今後とも住民と行政との架け橋として、これまで以上にご活躍されますことをご期待申し上げます。

結びに、新たな体制のもと、茨城県行政書士会が益々発展されますことをお祈りいたしまして、ご挨拶といたします。

## 顧問御挨拶

水戸市長  
高橋 靖

茨城県行政書士会の皆様におかれましては、日頃から市民と行政の間に立ち、市民の権利義務、事実証明等に関する重要書類の作成業務を通じて、本市の各種施策の推進に多大なるご協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。また、昨年、本市との災害時における支援協力に関する協定の締結により、迅速な被災者支援に大きく貢献していただけたことになりましたことに、改めて厚くお礼を申し上げます。

現在、茨城県行政書士会は、皆様のためご努力により1,000名を超える会員を擁するまでに発展を遂げられております。皆様が持つ高度な専門知識を生かし、市民の代理者、そして市民と行政とを結ぶ確かな絆として、地域社会に重要な役割を果たしておられることを、大変心強く感じておりますとともに、このたびの役員改選に伴う新体制のスタートによって、ますますご活躍の場が広がっていくものと期待しております。

さて、私はこのたび、多くの市民の皆様の信任を賜り、2期目の市政運営という重責を担わせていただくこととなりました。安心できる未来の水戸を市民とともに実現していくため、将来のまちづくりのランドデザインをハード、ソフトの両面から描いております。ハードの視点としては、持続可能な都市構造への転換と都市の再生を図るため、水戸ならではの多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を目指すものであり、ソフトの視点としては、重層的に育まれた芸術文化、スポーツ文化に多くの人が集い、交流することにより、新たな文化が創造され、その文化が経済や産業の発展につながる、成熟したまちの実現を目指すものです。

将来のランドデザインを展望しながら、市民とともに作り上げたみと魁プランを基本として、市民一人一人が笑顔で生き生きと活動することのできる、将来にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

茨城県行政書士会の皆様におかれましては、今後とも、住民主権の擁護を通じ、地域社会の発展、住民福祉の増進にご貢献くださいますようお願い申し上げますとともに、貴会のますますのご発展と、國井会長をはじめ会員の皆様のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。ご挨拶といたします。

参議院議員  
岡田 広

茨城県行政書士会の皆様におかれましては、日頃より県民の身近な法務相談、行政手続きの専門家としての業務を通じて、地域社会に貢献されておられることに心から敬意を表する次第です。

また、再任された國井豊会長さんはじめ新役員の皆様方によって平成27年度の運営がスタートされましたことに大いにご期待申し上げます。

さて、申し上げるまでもなく昭和26年に法が施行されて以来、行政書士制度の根幹にある行政手続の円滑な実施に寄与することを主たる目的として、官公署に対する各種許認可の書類を作成して提出するという業務は、種々多岐にわたり、その数約1万を超えると伺っています。

しかしながら、それらは、あくまで当事者の代理申請であって、行政に対する不服申し立てしようにも代理権を法的に付与されていませんでした。

これを実現すべく数年前から國井会長さんはじめ日行連の皆様が一致団結され、党や政府に対して「時代と民意が求める法改正」として力強い運動を展開され、昨年6月の通常国会で、この代理権を行政書士に付与する法改正が成立しました。

同時に、この業務を行うことが許される特定行政書士制度が創設され、行政書士会が法定研修を実施して順次認定を受けていると伺っています。

新たな権限を持ち、行政庁との交渉力の強化をばねに、専門家としての信頼度が大きく向上されることが期待されます。

そしてこれによって格段に拡大した権限、業務範囲に対応すべく、ためめ研鑽に加え、行政書士会の研修などをふんだんに活用され、全国5万人の行政書士さんお一人おひとりの適性と能力を飛躍的に高めていただき、国民からさらに信頼される制度として確立されることを望んでやみません。

同時に、電子申請が多用される時代にあって、皆様の持つ専門的知見、経験を活かし、これまで以上に難しい許認可申請に取り組んでいただき、時代の変化で行政と国民の意識の間に生じうる差を埋めるための橋渡しとしても、積極的に取り組んでいただきたいと願っています。

おわりに、茨城県行政書士会が國井豊会長を中心に大きく発展され、会員の皆様の方々の益々のご活躍をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



衆議院議員  
田所 嘉徳

茨城県行政書士会の皆様方におかれましては、「身近な街の法律家」として、日夜、行政手続の円滑な運営と国民の利便性の向上に多大なるご貢献をいただいておりますことに敬意を表する次第です。また、國井豊会長を始めとする新体制での新たなスタートに心からお祝い申し上げます。

さて、近年、社会情勢が複雑化・多様化していることに伴い、住民のニーズも多様化・高度化しており、行政手続の専門家として「国民と行政の架け橋」である皆様方に対する期待は、益々大きなものとなっております。

そのような中で、昨年の行政書士法改正により、長年の悲願でありました行政不服申立ての代理権が、一定の研修課程を修了した特定行政書士に付与されることになりました。茨城県におきましても、本年7月から「特定行政書士法定研修」が実施されることとなり、12月には第1号となる「特定行政書士」が誕生する予定となっております。これによって、皆様方の豊富な知識と経験を一定の行政不服申立ての手続にも活用することができることとなり、昨年の行政書士法改正に携わった一人として、行政書士制度が一層県民の利便性の向上に資するものになると確信しております。

皆様方におかれましては、新たな業務分野における知識・技能の習得を始めとした資質・能力の向上に積極的に努められ、引き続き、行政書士制度の一層の発展のためご尽力いただきますようお願いいたします。

私も、「地方の声の響く政治」の実現のため、引き続き、皆様方の意見を丁寧にお聴きしながら、地域経済の活性化や地方創生といった諸課題の解決に全力を尽くしてまいりますとともに、茨城県行政書士会の顧問として、県政及び行政書士制度の更なる発展のため尽力してまいります所存であります。

最後に、茨城県行政書士会の益々のご発展と新たな分野における会員の皆様方の一層のご活躍を祈念し、ご挨拶とさせていただきます。



茨城県議会議員  
藤島 正孝

この度の茨城県行政書士会における新役員体制の発足、誠にありがとうございます。

國井会長さんをはじめ、茨城県行政書士会の皆様には、日頃から行政機関への提出書類の作成はもとより、多様なコンサルティング業務などにも対応され、住民生活の向上と円滑な行政運営に多大なるご貢献をされておりますことに深く敬意を表します。

さて、我が国において少子高齢化や地域間格差の拡大が進む中、行政サービスに対する住民のニーズは複雑化・多様化しており、行政手続について高度な専門性を有する行政書士の皆様への期待はますます高まっております。

このような中、茨城県行政書士会におかれましては、各種業務に係る研修会の開催により、会員の専門的な知識の習得に努められますとともに、広報の推進による行政書士制度の普及に精力的に取り組まれているところであり、誠に頼もしく感じているところでございます。

行政書士は、国民と行政との絆として、国民の生活向上と社会の進歩に貢献することを使命とし、これまでの間、皆様方の不断のご尽力の賜物として行政書士制度は発展を続けてまいりました。

昨年には、行政書士が不服申し立ての手続を代理できることとされたところであり、皆様方の活動の場がさらに拡大していくことが期待されております。

私も、「身近なことに全力投球」をモットーに、県議会議員として県の発展に尽力いたしますとともに、茨城県行政書士会顧問として行政書士制度の発展に全力で取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

結びに、茨城県行政書士会におかれましては、國井会長のもと1千名余の会員の皆様方が結束され、今後ますます発展されますことをご祈念申し上げますとともに、幅広い業務分野に精通し、行政手続全般に関する法的見識を身につけた真の意味での行政手続の専門家として、会員の皆様方がより一層ご活躍されることを心からお祈り申し上げまして、ご挨拶といたします。



茨城県議会議員  
館 静馬

日頃より茨城県行政書士会の皆様にはひとかたならぬご厚情とご支援をいただいていることに心より感謝と御礼を申し上げます。

この度の茨城県行政書士会総会において、役員改選が行われ、國井会長が再選され、新たな体制で運営がなされますことを心よりお慶び申し上げます。

國井会長を中心に、さらに「街の法律家」として県民の悩みに親身に応えていただけるものと期待を申し上げます。

さて、行政書士会の皆様には、日頃より県民の多種多様な依頼に専門的知識で対応いただき、行政と県民との橋渡しとして円滑な行政手続をいただいていることに心より敬意を払うものであります。

また、「市民相談センター」の開設や無料相談の拡充など、相談体制の充実に努められておられますが、県民よりも「相談にのってもらえて安心した」「良いアドバイスをもらえた」等の感謝の声も多く聞こえてきております。通常業務で忙しい時間をさいでの活動に頭の下がる思いであります。行政書士への理解はもとより、大きな期待が高まっているところであり、今後ますます会員の皆様方が活躍をされますことを念願するものであります。

私も茨城県行政書士会顧問として、これまで皆様にお約束してきた茨城県からの業務委託など、行政書士会の業務拡大や行政書士制度の発展と更なる地位向上に、走り使いをさせていただき精一杯働かせていただく所存でありますので尚一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

近年、高齢化の進展に伴い成年後見制度の重要性や住民のニーズの多様化・高度化により、専門的かつ高度で幅広い分野での対応が求められております。そうした要望に応えるべく、これまで以上の研鑽を積み、県民からの大いなる信頼のもとで真に頼れる行政書士会となられますことをご祈念申し上げます。

結びに、会員の皆様方が健康にご留意されまして、ご健勝にて業務に励まれますことを心よりお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



茨城県議会議員  
八島 功男

茨城県行政書士会の皆さまにおかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は、貴会総会において役員改選により、あらためて國井豊会長の卓越したリーダーシップのもと新執行部がスタートされましたこと心よりお慶び申し上げます。

國井会長は、このようにお話しされています。「行政書士制度は、行政書士自身や役所の利益のために存在するものではありません。国民生活が向上するために創設されたのです」と。そして、茨城県内の1000名を超える行政書士の皆さんに、「頼れるまちの法律家」「身近に行政書士がいる安心」を訴えておられます。

私たち県民は、いざ行政機関を前にして、必ずしも堂々と自分の意思を伝えることを得意にしていません。ましてや行政手続きは、簡素化を目指していながら複雑で詳細な事柄になっているようです。

私たちは、行政書士の皆さまのお力を借りなければなりません。行政書士の皆さまの幅広いフィールドを十分に知り、パートナーとして助言や指導をお願いしてまいりたい。

是非とも地域を愛し、地域の発展を願い、お一人おひとりの専門性を発揮して、ADRや成年後見制度など、これからの社会実装に的確の取組みをご期待申し上げます。

結びに、会員の皆さまの絶大なご信頼のうえに信任を得て再任されました國井会長を始め執行部の皆さま、更に、茨城県下で縦横にご活躍の行政書士の皆さまのご健勝とご発展をお祈り申し上げご挨拶とさせていただきます。



茨城県議会議員  
星田 弘司

茨城県行政書士会の皆様におかれましては、日頃より行政手続などの実務の専門家として、本県の行政運営及び県民生活の向上に多大なるご貢献をいただいていることに心より敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。また、國井豊会長はじめ役員の皆様におかれましては、6月の総会を経て、新たな体制の下で今年度の活動をスタートしたことにお祝い申し上げます。

一昨年前の総会で顧問を仰せつかって以来、はや2年が経過をしました。この間、総会はじめ新春交流会など、貴重な機会をいただいております。また、私も自民党青年局の主催する友好青年団体との懇談会にも会員の皆様に積極的にご参加いただいております。共通理解も深まってきているものと感じております。

会としての活動につきましても、部会ごとに分かれて大変活発に行動されていることは大変素晴らしいと感じています。そして、県民の皆さんへの万が一の備えとして、県内各市町村と災害時における被災者支援協力のための協定締結を進めているところも素晴らしい取り組みであります。現在は、私の地元つくば市との間におきましても、協定締結に向けて準備を進めているところであります。つくば市は、東日本大震災とその翌年には、日本最大級とも言われる竜巻によって大きな被害を受けました。市民の皆様の災害に対する意識も極めて高いものと認識をしております。当時を思い出すと、大きな被害を受けた方々は、不安もあり、どのように行動していいかわからない、どこに相談したらいいのか不安だとの声が挙がるなど、とても混乱した状況であったと伺っております。災害時は、行政も復旧などで手一杯であり、住民対応が十分にできない状況も考えられるため、専門家による相談窓口の設置や会員の派遣など、災害時のサポート体制の構築にご尽力いただけることは、万が一の備えとして、住民の皆様への大きな安心となると期待しています。

今後とも県民の身近な存在である「街の法律家」として、行政と県民をつなぐ重要な役割を果たしていただきますようお願い致します。結びに、茨城県行政書士会の益々のご発展と会員の皆様の更なる飛躍をご祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。

## 副会長御挨拶

### 副会長 郡司 孝夫

この度、副会長を拝命致しました水戸支部の郡司と申します。

環境部と保健・風営部を担当させて頂くことになりましたが、「環境部」に関しましては、部長である木村さんを中心とする皆様、「保険・風営部」に関しましては中山部長を中心とする皆様のご協力を得て、業務遂行に邁進して参りたいと思いますので、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

まず、環境部活動に関しましては、産業廃棄物の許認可を中心に、現在「収集運搬業」の許可申請をするうえで、問題となっている各県の申請書類の微妙な違い等諸事項と、皆様方が解り難い「処分業」の申請等を取り上げて、近県単位会との協調も図り、皆様「産業廃棄物許可申請」について、業務として取り組みやすいものとなるように研修等を実施して参りたいと考えております。

又、保険・風営部活動に関しましては、高齢社会を踏まえて介護保険関係に力点を置き、「介護保険施設」等に関する研修等を行って参り、施設等の違いに依る開設申請等の違いを研修課題として実施し、併せて、風俗営業の許可等を改めて皆様に理解頂くように研修等も実施して参りたいと考えております。

いずれに致しましても、皆様が行行政書士を業として行なって参る上で、少しでも役に立てるよう努力してまいりますので、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

### 副会長 渡邊 律三

この度、副会長に就任いたしました新任の県南支部：渡邊律三です。

運輸交通部・国際部・申請取次行政書士管理委員会を担当させていただきます。

平成15年に本会理事を経験させていただき、昨年度突如再登場し、今期は、副会長という重責を担うことになりました。これからの2年間、先輩副会長ともども会長の補佐役として、また、担当する運輸交通部・国際部の部長、部員の方々の縁の下の補助ができるようがんばる所存です。

私と郡司副会長は、後期団塊の世代です。団塊の世代を生き抜いたパワーを再び呼び戻し、パワーを蓄え、そのパワーと皆さまからいただくご支援・ご協力のパ

ワーを活かし、この2年間、「行政書士」の業際を拡げるべく、がんばりたいと思いますので、よろしく、お願い申し上げます。

## 副会長 竹内 崇

この度、國井会長の下、副会長の大役を仰せつかりました県南支部の竹内崇でございます。これまで5期（10年）本会理事を務めさせていただいた経験を生かし、副会長として会長を支えると同時に、行政書士の主要業務を担う建設部、国土農地部を担当させていただきます。

両部に関連する業務の検証、改善は勿論、会員皆様の資質向上を目指した業務研修会の開催、関係官公署との連絡・調整を通しての連携強化等大きな担いがあり、重責を痛感しております。

会員の皆様が一層円滑に業務を遂行でき、延いては稼げる行政書士となれるよう担当理事、専門委員と一致団結し会務を遂行してまいります。何卒ご指導・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 副会長 飯塚 富雄

この度、副会長に就任いたしました県西支部所属の飯塚でございます。

総務部を担当することになり、その職責の重大さに身の引きしめる思いではありますが、山積する課題の解決と本会の更なる発展を目指し、間中部長をはじめ部員・委員各位と力を結集して職務を全うして参りますので、よろしくお願いいたします。

特に、総務部における喫緊の課題は、従来より取り組んで来られた「会則・諸規程の制定及び改正」の総仕上げであり、本会の基本体制作りとなるべきものがあります。

又、会運営の根本をなすところの会費滞納者対策や納付方法の改善にも取り組み、公平で気軽に参加しやすい組織運営を求めて行きたいと思っております。

更に、総務部が担当する大きな事業として「行政書士試験」や毎年2月22日に実施する「新春交流会」があり、これは会員のより多くの方々が参加協力していただけるような創意工夫が望まれるところではないでしょうか。

いずれにいたしましても、行政書士の地位向上と本会発展のため与えられました役職を全うして参りますので会員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

## 副会長 古川 正美

この度、平成27年度定時総会におきまして再度副会長に選任されました。任期である2年間、行政書士制度発展のために微力ながら努めさせていただきたいと存じます。

さて、我々行政書士を取り巻く環境は年々厳しさを増してきており、特に他士業や自動車団体等からの行政書士業務への参入などは文字どおり行政書士制度の根幹を揺るがす問題であるといえます。このような、いわば非常事態時においては何よりも会員の結束力が問われるのは言うまでもありません。会員が一致団結してこの難局を乗り越えなければ我々の未来はないと思っております。

昨年度は行政書士法の改正により、行政書士会の悲願であった行政不服審査法に基づく不服申立代理権が行政書士に付与され、いよいよ今年度から特定行政書士法定研修がスタートし、この秋には「特定行政書士」が誕生することになります。今年度は行政書士にとって文字どおり勝負の年であり、この重要な時期に副会長として会務に当たらせていただくことは非常に光栄であると共に大変な重責を担うことを認識し、その職責を全うしたいと存じます。今後も会員の皆様のご協力とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 副会長 嶋田 広一

この度、平成27年度定時総会において再選、引き続き、茨城県行政書士会副会長を務めさせていただくことになりました。会長を補佐し、広報・監察部を担当します。

全ての行動は「職域の確保」、「制度の推進」につながっていなければなりません。そこを常に自らに問いながら、一生懸命、会務に励んでまいります所存です。

会員の皆様には、更なるご協力をお願い申し上げます次第です。